

令和9年度概算要求額 **1.6億円** (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 0.9億円

1 事業の目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

2 事業の概要

(補助対象)

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| ① 法医学教室との連携等により、検案医等の判断で解剖を実施 | ② C TやM R Iを活用した死亡時画像診断の実施 |
| ③ 薬毒物検査の実施 | ④ 感染症検査（P C R検査）の実施 |
| ⑤ 遺体搬送の実施 | ⑥ 感染防護等消耗品の整備 |
| ⑦ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催 | ⑧ 大規模災害時等における死体検案に係る資器材等整備 |
| ⑨ 死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修の実施 | |

⑩ 死因究明等拠点の設置を促進【追加】

⇒ 地域において、死因究明等拠点の整備に向け、公衆衛生の観点から行われる解剖（承諾解剖）の一連の業務体制を、地域の関係者と連携しながら整理・構築するとともに、当該解剖の必要性を判断するために国で策定する「目安」について、各地域で実際に活用した上で、国で事例の収集・検証や目安の改善を図るため、都道府県における死因究明等拠点の整備に向けた業務体制の構築の促進や、「目安」を活用した死因究明の実施について、「死因究明拠点設置推進等経費」として財政的支援を行う。

⑪ 死因究明等拠点の体制整備【追加】

⇒ 地域において、法医や解剖補助人材等の人材確保や解剖等の業務負担の軽減を図るとともに、公衆衛生の観点から行われる解剖（承諾解剖）や、その結果の分析・利活用を推進するため、都道府県における死因究明等拠点の整備の促進や、死因究明等に係る公衆衛生向上の取組等の実施について、「死因究明拠点運営費等経費」として財政的支援を行う。

3 実施主体等

- (1) 実施主体 都道府県等 (2) 補助率 ①～⑨国：1／2 ⑩国：定額（10／10相当）⑪国：1／2、県：1／2

(3) 補助基準額

- | | | | |
|------------------|--------------|--------------------------|------------|
| ① 行政解剖 | 200千円／件 | ② 死亡時画像診断 | 54千円／件 |
| ③ 薬毒物検査 | 80千円／件 | ④ P C R検査 | 10千円／件 |
| ⑤ 遺体搬送 | 30千円／件 | ⑥ 感染防護等消耗品 | 5千円／件 |
| ⑦ 地方協議会 | 340千円／回 | ⑧ 大規模災害時等における死体検案に係る資器材等 | 90千円／施設 |
| ⑨ 地方協議会の下での研修 | 420千円／回 | ⑩ 死因究明等拠点設置に係る経費 | 379万円／都道府県 |
| ⑪ 死因究明等拠点運営に係る経費 | 1,864万円／都道府県 | | |

(4) 本事業を活用した都道府県数 ※令和7年度は交付決定した都道府県数

R5年度 30、R6年度 33、R7年度 38